

二、警視廳は現状のままとする。

三、消防はなるべく早い機会に警察から分離させるが、當分はな

るが從來の例による。

四、將來、創設される國家警察のへ養成、訓練等の整備に直ちに着手

する。

五、地方公共團體の警察の創設のための準備を行う。

警視隊

水上保安廳案と水上警察の關係に對する主任ミルス大佐の説話要旨

此の説話は去る三月十八日ブリアム大佐に提出した。首題に關する常省の意見書に對し主任者としての所見を述べる爲めに三月二十四日武藤公安第一課長がミルス大佐に招ぜられた際のものであるし隨伴富永事務官・中川事務官・白烟浦譯官。

翻訳官

六、先日提出せられた意見書を見たが水上警察がコロストが甚だ暖かく思はれるかの如く誤解されてゐる。たかに當方の考へ方を説明しておこう。

各地を観察して見ると日本の現状は船は壊れて沈んでしまつてゐる。それで日本は通居り塔屋やヴィーの設備又は船舶の碇泊の指令等が港により區々で少般の弊病がある。最も統一されて居たが此の状況は恰度米國が獨立した當時の状況時代に似て居り日本は百五十年遅れてゐると言へる。それで日本は米國ではこれに對応するため

も密貿易による販税

## 2. 塔臺の統一 3. 海難救助

卷之二

の三點を主任務とした機關を設置することに努力した。  
第三の海難救助機關は米國でも當初は自發的民間機關があつた（これは恰摩日本財團法人の水難救濟會の夢なものたゞがこれを政府の仕事として經營にする方針に進化したのである。

### 第三の海難救

最初は第一第二を統合仕掌したが夫々の機闘が之を嫌はず難色もあつたが遂に統合せしめ第三も含んだコストガードが發展したのだがこれには可成りの日時を選してゐる。次にこのコストガードの運営について云ふなれば海上でコストガードが密貿易を發見すれば税關に引き續ぎし犯罪を検舉すれば直接裁判所へ送致するのである。

東京の水上警察は四哩半、一方の警備に對し警察官四五〇人へ許付し芝浦倉庫地帶の警備員を含む、船舶七隻中一三〇隻も捜つてゐるに比しボストンでは五、七哩半方に對し警察官三四人で二隻の船でやつてゐる。

これに問題について自分で大体が報告していると安藤は  
以上の如きな諸點を考慮した上で船舶に関する事柄、貿易の徵稅、検疫  
を警察の任務外とする。勿論犯罪の場合は此の限りでない。然而して  
朝稅、船員の登録、燈臺、檢疫、海難救助、海難裁判、逃亡船等  
に關する事柄を一元的に統一總括して獨立した機關を作ることを講  
めてゐるのである。

これは警察の權限を少しも變へるものではなく米國でもコーストガ  
ードと警察とは協力關係であるのだから警察が密貿易を檢舉してい  
けないと云ふことはなく此を檢舉に引き継ぎコーストガードが犯罪  
を檢舉してその理由が出來ない時は警察に引き継ぐと云ふ事に相  
互に助け合ふのである。

北九州で今やつてあるバトロールポートを見るにコストガードな

の問題が起つたのである。この問題は、海上保安庁と税關の間の問題である。税關は、船舶の運送を監視する機関である。海上保安庁は、海上の安全を確保する機関である。この問題は、税關が船舶の運送を監視する権限と、海上保安庁が海上の安全を確保する権限との間の問題である。

税關は、船舶の運送を監視する権限がある。

海上保安庁は、海上の安全を確保する権限がある。海上保安庁は、船舶の運送を監視する権限がある。

税關は、船舶の運送を監視する権限がある。海上保安庁は、海上の安全を確保する権限がある。海上保安庁は、船舶の運送を監視する権限がある。

税關は、船舶の運送を監視する権限がある。

海上保安庁は、海上の安全を確保する権限がある。海上保安庁は、船舶の運送を監視する権限がある。

税關は、船舶の運送を監視する権限がある。海上保安庁は、海上の安全を確保する権限がある。

海上保安庁は、海上の安全を確保する権限がある。海上保安庁は、船舶の運送を監視する権限がある。

## 二、海上保安庁による税關の監視

以上が自分の勧告案の要旨であるが此の案が理想的に發展するまでには立法もいるだらうし、習慣もいるだらしから相當多くかかるたる

税又は排除するものにあらず兩者併存し相互協力關係にあり只水上保安のないところ又はその力の及ばない場所に於て海上保安局が水上

祭に代つて執行することもあらうに過ぎない然而して我が國特有の権則的に水上警備が執行してゐる間航行任務を海上保安廳に統一せんとするものであることが明確こうされた。

城は隊の延長として水上警察が全面的に活動することを認めて居り  
内省の犯罪取締は兩者併行となるが實力の問題となるべし亦廣島  
山口、大分、宮崎等各地で水上犯罪防護の爲め母地軍政部が水上警察  
の強化を指令して居るのは具体的突作的臨時の方策である之を了  
解して居つて問題の案は永久的根本方針を定めんと企圖してゐるのだ  
さも言明した。

要するに水上砂防は田代せられ必競に隠けた強化補充は現地解決で出来ること云ふ推論に達した（亦あこれは本省でも計画する考へである）